

## 公開買付条件等の変更の公告

各 位

2025年9月19日

大阪市中央区南船場二丁目12番8号

エア・ウォーター株式会社

代表取締役会長 豊田 喜久夫

エア・ウォーター株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社歯愛メディカル（以下「対象者」といいます。）の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による第27条の8第2項の規定により、2025年9月19日で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局に提出し、公開買付者が2025年8月8日付で関東財務局長に提出した公開買付届出書の記載事項の一部を訂正するとともに、本公開買付けに係る買付条件等の変更を行います。

これに伴い、2025年8月8日付の公開買付開始公告に係る訂正及び買付条件等の変更について、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 公開買付者の名称及び所在地

名称 大阪市中央区南船場二丁目12番8号  
所在地 エア・ウォーター株式会社

### 2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称 株式会社歯愛メディカル

(2) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式

(3) 買付け等の期間（変更後）

2025年8月8日（金曜日）から2025年10月6日（月曜日）まで（39営業日）

### 3. 買付条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

#### 2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

（変更前）

2025年8月8日（金曜日）から2025年9月24日（水曜日）まで（31営業日）

（変更後）

2025年8月8日（金曜日）から2025年10月6日（月曜日）まで（39営業日）

(8) 決済の開始日

（変更前）

2025年10月1日（水曜日）

（変更後）

2025年10月14日（火曜日）

#### (11) その他買付け等の条件及び方法

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(変更前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づく公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、（i）公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けた場合、（ii）措置期間が終了しない場合、又は（iii）独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(変更後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

#### 4. 買付条件等を変更する旨及びその理由

公開買付者が2025年8月8日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、公正取引委員会から2025年9月18日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年9月18日に受領したことにより、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第22条第2項本文の規定に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、当該訂正届出書の提出日である2025年9月19日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月6日まで延長し、公開買付期間を合計39営業日とすることを決定いたしました。

#### 5. その他

本公告を行う日以前に本公開買付けに応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

以上